

定 款

イー・ギャランティ株式会社

第1章 総 則

第1条（商 号）

当社はイー・ギャランティ株式会社と称し、英文では eGuarantee, Inc. と称する。

第2条（目 的）

当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 企業に対する債務・信用保証及び投資
2. 融資、債務の保証等の信用供与及びその斡旋
3. 請求書、発注書等の文書発行事務の代行業
4. コンピュータシステムの企画、開発、販売及び保守
5. コンピュータネットワークにおける暗号技術を用いた当事者登録確認及び電子証明書の発行サービス
6. 金融業務
7. 融資・保険・債務保証等の金融サービスの仲介
8. 市場デリバティブ取引並びに外国市場デリバティブ取引
9. 市場デリバティブ取引並びに外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ及び代理
10. 店頭デリバティブ取引並びに店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ及び代理
11. 金融商品取引法に規定する投資助言・代理業
12. 金融商品取引法に規定する投資運用業
13. 企業経営上のリスク・マネジメントの実証的研究、及び資料の収集、並びに情報の提供
14. マーケティングリサーチの請負
15. 経営コンサルティング業
16. 前各号に附帯または関連する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都港区に置く。

第4条（機 関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- （1）取締役会
- （2）監査役
- （3）監査役会

(4) 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、62,720,000株とする。

第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は100株とする。

第8条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第10条（株主名簿管理人）

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条（招集）

当会社の定時株主総会は事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条（電子提供措置等）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条（招集権者および議長）

1. 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第16条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第18条（員数）

当会社の取締役は、9名以内とする。

第19条（選任方法）

1. 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第20条（任期）

1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第21条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

第22条（代表取締役および役付取締役）

1. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条（取締役会の招集権者および議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第26条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第27条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。

第28条（取締役の責任免除）

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

第29条（員数）

当社の監査役は、5名以内とする。

第30条（選任方法）

1. 監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第31条（任期）

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠により選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

第32条（常勤の監査役）

監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。

第33条（監査役会の招集通知）

1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第34条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第35条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。

第36条（監査役の責任免除）

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第6章 計 算

第37条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第38条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第39条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当をす

ることができる。

第40条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以上

平成12年9月7日制定

（改正）

平成13年6月12日改正

平成14年6月25日改正

平成15年6月26日改正

平成17年6月27日改正

平成18年4月28日改正

平成18年6月29日改正

平成18年10月31日改正

平成18年11月30日改正

平成19年6月29日改正

平成20年6月24日改正

平成21年6月23日改正

平成23年1月28日改正

平成23年6月23日改正

平成25年3月1日改正

平成25年6月26日改正

平成30年3月16日改正

平成30年8月16日改正

令和4年6月28日改正

令和5年6月28日改正

令和7年6月27日改正